

策定日 2024 年 10 月 4 日

## 生理検査委員会 内規

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、「生理検査委員会」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を事務局担当委員の施設に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 講演会、セミナー、出版物等を通して、生理機能検査および生体検査分野の品質保証、標準化、自動化、機器・資材に関する知識と情報、臨床的有用性などに関する啓発と教育の機会を提供する。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために生理検査セミナーを開催する。

第 5 条 前条の目的を達成するために生理検査マニュアルを刊行する。

第 6 条 前述のセミナー・マニュアルを通して、生理機能検査および生体検査分野の質的向上に寄与する。

### 第 3 章 委 員

(委員および委員長)

第 7 条 本会の委員は、一般社団法人日本医療検査科学会の正会員とする。

第 8 条 委員長の選出は細則第 24 条 2 (委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する) に準ずる

(入会及び退会)

第 9 条 本会に入会を希望する場合は、委員の推薦状をもとに本会にて審議し、一般社団法人日本医療検査科学会の理事会の承認を以て委員となる。

第 10 条 委員が退会するときは、退会希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第 11 条 委員資格を失った場合は、退会とする。

第 12 条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退会とする。

(委員の義務)

第 13 条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 14 条 委員長の許可無くして、第 5 章にある会議に 3 回連続して欠席した委員は委員資格を失う。但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を討議する。

#### 第 4 章 幹事委員

(幹事委員)

第 15 条 本会に次の幹事委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名以内
- (3) 幹事委員 5 名以内
- (4) 事務局担当委員 1 名 (他の幹事委員との兼任を妨げない)

(幹事委員の任務)

第 16 条 委員長は、本会を代表して、本会の円滑な運営に努める。

(幹事委員の任期)

第 17 条 幹事委員の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし委員長については、一般社団法人日本医療検査科学会 細則第 24 条 3 の規定に従い、2 期 4 年までとする。

#### 第 5 章 会 議

第 18 条 会議の開催は、一般社団法人日本医療検査科学会の春季セミナーと大会の年 2 回とする。

第 19 条 会議は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第 20 条 セミナー、マニュアルに関する運営会議は、必要に応じて開催する。

#### 第 6 章 補 則

(内規の変更)

第 21 条 本会の内規を変更する場合は、委員会の決議を得なければならない。

#### 第 7 章 付 則

第 22 条 内規は、2024 年 10 月 4 日をもって施行する。

この内規の変更は、2024 年 12 月 6 日をもって施行する。